

古着・古布の回収を始めます

町内における「もやせるごみ」の量を減らすため、今年度より古着・古布の回収を始めます。回収した古着・古布はリサイクルとして、日本国内だけでなく国外でも利用されます。皆様のご協力をお願いします。

回収日時 ● 5月11日(日) 午前9時～午後4時

回収場所 ● 美郷中学校セミナーハウス（旧トレーニングセンターみさと）隣り車庫内

回収方法 ● 透明な袋に入れて、袋を閉じて持参してください。

回収できるもの

古着、下着類、シーツ、毛布、タオル類など、下記の「回収できないもの以外」であれば、回収します。ただし、洗濯済みのものに限りません。

回収できないもの

布団、座布団、ニットくず、毛糸くず、糸くず、電気毛布、枕、ペットに使用したもの、濡れているもの全般など



問 町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

商工観光交流課

事業所連携活性化事業

商店会等が連携して行う取り組みに助成します

町内の商店会や団体等が連携して行う右記の事業に対して、費用の一部を助成します。希望する団体等は町商工観光交流課までお問い合わせください。

助成額 ● 事業費の3分の2
(上限額20万円)

申込期間 ● 5月12日(月)～5月30日(金)

対象事業 ● 次の①～③のいずれかの事業

- ① 町民の利便性向上のための取り組み
- ② 消費者の購買意欲の向上、来町意欲を喚起する取り組み
- ③ 観光客の消費を創出し交流人口拡大を伴う取り組み
(事業例)
・ 町内全域を対象とした宅配サービス等
・ イベントの開催による誘客、集客を活用した特産品の販売等

申・問 町商工観光交流課 交流・商工班 ☎0187(84)4909

特定計量器定期検査を行います

この検査は、計量法により「取引及び証明に使用している質量計」を対象に2年に一度実施されています。

ただ今、前回の受検内容を参考に事前確認調査を実施していますが、取引および証明に使用している質量計を最近購入された方や、連絡が届いていない方は町商工観光交流課交流・商工班までご連絡ください。

なお、検査手数料は当日現金で納入となりますので、ご準備をお願いします。

■検査日程

| 地区 | 会場 | 日時 |
|----|-------------------------------|-------------------------|
| 六郷 | 美郷町保健センター | 5月14日(水) 10:00～15:00 |
| 仙南 | 美郷町南体育館 | 5月15日(木) 10:00～12:00 |
| 千畑 | 美郷町住民活動センター (旧美郷町ふれあいセンター) | 5月15日(木) 13:30～15:30 |

※当日都合が悪く検査できない方は他の検査場を案内しますので、お早めにご連絡ください。

問 町商工観光交流課 交流・商工班 ☎0187(84)4909(内線2903)

児童扶養手当制度について

児童扶養手当は、離婚や死亡などによるひとり親家庭や、病気・けがのため身体や精神に障がいがある父親または母親を持つ家庭で、18歳になってから最初の3月31日まで（身体や精神に障がいのある児童の場合は20歳未満）の児童を養育している方に支給されます。

■支給額（平成26年4月分より）

| 支給内容 | 支給額（児童1人の場合） |
|------|---------------------|
| 全部支給 | 月額 41,020円 |
| 一部支給 | 月額 9,680円～41,010円の間 |

※ただし、老齢福祉年金以外の国民年金、恩給、厚生年金などの公的年金を受給している場合や、事実上の婚姻状態にある場合には支給されません。

■手当を受ける資格がなくなる主な場合

- 婚姻したとき、または事実上の婚姻状態（内縁・同居・生計同一）となったとき
- 受給者が公的年金を受給するようになったとき
- 対象児童を養育しなくなったとき
- 対象児童が施設に入所することになったとき
- 対象児童が父または母の死亡により公的年金を受給するか、父母が受給する公的年金の加算対象となったとき

※上記に該当する場合や転出する場合には、速やかに福祉保健課福祉班に届け出をしてください。

資格が喪失した後も引き続き手当を受給していた場合は、受給資格が無くなった月の翌月からの分を全額返還していただくことになります。

※偽りその他不正な手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます。

特別児童扶養手当制度について

特別児童扶養手当は、精神または身体に障がいのある20歳未満の児童を監護する父母、または父母に代わってその児童を養育している方に支給されます。

■支給額（平成26年4月分より）

| 等級 | 支給額 |
|----|------------|
| 1級 | 月額 49,900円 |
| 2級 | 月額 33,230円 |

■手当を受ける資格がなくなる主な場合

- 対象児童が施設に入所することになったとき
- 対象児童の障がいが政令で定める程度でなくなったとき
- 対象児童が、障がいを事由として公的年金を受給することになったとき
- 受給者が対象児童を監護または養育しなくなったとき
- 対象児童や受給者が死亡したとき

※ただし、児童が福祉施設等に入所している場合や、障がいを理由に公的年金を受けることができる場合は支給されません。

美郷の子ども会夢応援事業

子ども会活動にかかる費用の一部を助成しています

町内の子ども会活動の活性化を図るため、子どもたちが主体となって取り組もうとする事業に対して、費用の一部を助成しています。希望する方は、福祉保健課福祉班までご連絡ください。

助成金額●子ども会の規模や事業内容などを審査のうえ決定します。

- ①10,000円 ②20,000円 ③30,000円

申込期限●5月23日(金)

助成の条件

次の条件全てに該当すること

- ①子どもたちが中心に企画・立案したもので、ユニークで夢のある事業であること
- ②地域の人たちや指導者（親の会等）の協力が得られること
- ③一つの子どもの会の計画または近隣の子どもの会と合同の計画であること
- ④飲食代を経費に含まないこと
- ⑤子ども会の預貯金や積立金などが事業の支出を上回らないこと

臨時特例給付金および子育て世帯臨時特例給付金のお知らせ

平成26年4月からの消費税率の引き上げに伴い、所得の低い方々ならびに子育て世帯への影響を緩和するために、暫定的・臨時的な措置として臨時特例給付金および子育て世帯臨時特例給付金を支給します。

支給に当たっては、町民税決定後の所得判定等が必要となります。申請手続きの詳細については、6月上旬をめどに町ホームページや広報等でお知らせします。

問 町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907